

能美市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定により随時監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年12月20日

能美市監査委員 齊藤敏明

能美市監査委員 東正幸

1. 監査実施日

令和4年12月2日（金）

2. 監査対象校

（1）小学校 2校

浜小学校、福岡小学校

（2）中学校 1校

根上中学校

3. 監査対象

令和3年度における学校の財務に関する事務執行及び令和4年度における施設の維持管理状況並びに安全管理

市内8小学校、3中学校について3年計画で実施する。本年度は、根上地区の3校を対象とした。

4. 監査方法

各学校において、事前に提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が学校長及び所管課職員から概要説明を聴取し、質疑応答を行った。また、施設が適切に管理されているか現地確認を行った。

5. 監査の結果

(1) 学校施設等の安全管理について

各学校とも老朽化による施設設備の不具合個所の把握がなされていた。能美市の財政状況については限りある中で多くの事業が実施されており、多額の修繕費が負担となることは承知しているが、雨漏りや空調設備の故障など、児童生徒の安全及び教育環境の不都合を解消するための経費については適時予算化されることを昨年と同様に希望するものである。

また、防犯カメラについては、常に児童生徒の安全を見守ることができるよう、定期的な動作確認をお願いしたい。

(2) 滞納処理について

滞納処理の方法について、各校でばらつきがあった。各校におかれては教育委員会事務局と協議の上、適切な処理を実施していただきたい。

このことについては「指摘事項」として記載した。

詳細については下記のとおりであり、適正な措置を講じるよう努められたい。

<指摘事項>

監査対象の1校において、卒業生の滞納分について督促等を行っていないとの回答であった。これにより、滞納額は増加傾向にある。一方、ほか2校においては卒業生に対しても督促を行っているとの回答であった。

学校によって児童生徒の在学年数や、教職員の行うべき事務が異なり、一概に比較するのは難しいところである。しかしながら債権として考えるならば、年に一度は時期を決めて督促を行うなどの方法について、教育委員会事務局の指導のもと統一したマニュアルを作成することが望ましいところである。学校の状況でそれぞれ異なる方法を取らざるを得ないのであれば、教育委員会事務局は基本方針を示すべきであろう。

また、多忙な学校の教職員の負荷を軽減するためにも、納入される見込みが低い5年以上前の滞納については、不納欠損処理等の統一した対応基準を教育委員会事務局で作成し処理すること。この件の検討については、例年の学校監査で言及しているところである。教育委員会事務局におかれては、現在の状況を確認していただき、未対応の場合は改めて検討していただきたい。特に給食費については、給食センター方式に変更となった場合に公会計に滞納を引き継ぐのかという点でも、早急に検討に入っていただくことを要望する。